

栃木市運賃協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金について協議するため、栃木市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金に関すること。
- （2） 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2） 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者
- （3） 住民又は利用者を代表する者
- （4） 市職員
- （5） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

- 5 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活環境部交通防犯課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(栃木市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

- 2 栃木市地域公共交通会議設置要綱（平成22年栃木市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び運賃、料金等」を削る。